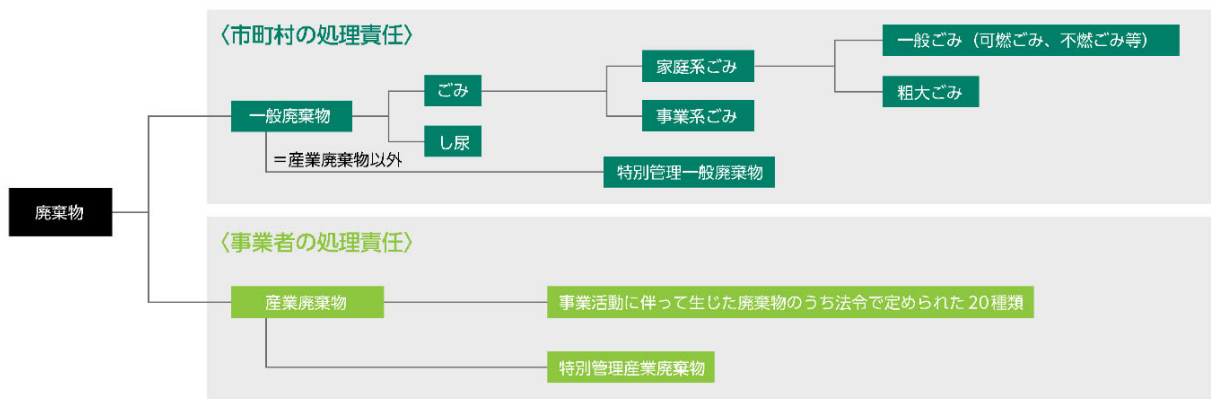


コラム

東京都の廃棄物処理

廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物の2種類が存在します。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める20種類をいい、それ以外の廃棄物が一般廃棄物と定義されています。一般廃棄物は、区市町村が処理について責任を持ち、産業廃棄物は排出事業者が自ら処理することが原則となっています。



- 注1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
 注2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣(さ)、動物系畜形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、缶蓋、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
 注3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
 資料：環境省

■ 廃棄物の区分

(出典：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書)

東京都の廃棄物処理に目を向けると、東京都全体の一般廃棄物排出量は、1年間で約450万トン排出されていて、一般廃棄物の約半分は可燃ごみとなっています。東京都の所有する最終処分場である中央防波堤埋立処分場は、一般廃棄物(可燃ごみ)を処理場で焼却処分(減量化)した灰を主体として埋め立てていますが、埋め立て残余年数は約50年と試算されています。



資料提供：東京都港湾局（平成31年度版）©東京都

処分場の変遷

	（年度）										面積	廃棄物埋立処分量	
	1955 昭和30年	'65 40年	'75 50年	'80 55年	'85 60年	'90 平成24年	'95 7年	2000 12年					
① 8号地(江東区潮見)	2 37											364,000m ²	約371万t
② 14号地(江東区夢の島)	32 41											450,000m ²	約1,034万t
③ 15号地(江東区若洲)			40 49									712,000m ²	約1,844万t
④ 中央防波堤内側埋立地			48		61							780,000m ²	約1,230万t
⑤ 中央防波堤外側埋立処分場					52							1,990,000m ²	約5,501万t (平成30年度末現在)
⑥ 羽田沖(大田区羽田空港)					59		3					124,000m ²	約168万t
⑦ 新海面処分場									10		3,190,000m ²	約842万t (平成30年度末現在)	

() 現町名

■ 中央防波堤外側埋立処分場の位置と埋立て変遷（出典：東京都環境局）

当協会では廃棄物に関する講習として、平成 30 年に清掃工場・埋立処分場の見学、座学による講習会を開催しました。

※廃棄物処理に関する講習会の状況については、「東地協ニュース 2018.12 第 35 号」にて紹介していますので、あわせてご覧ください。



(https://www.tokyo-geo.or.jp/tochikyo_news/pdf/035.pdf)